

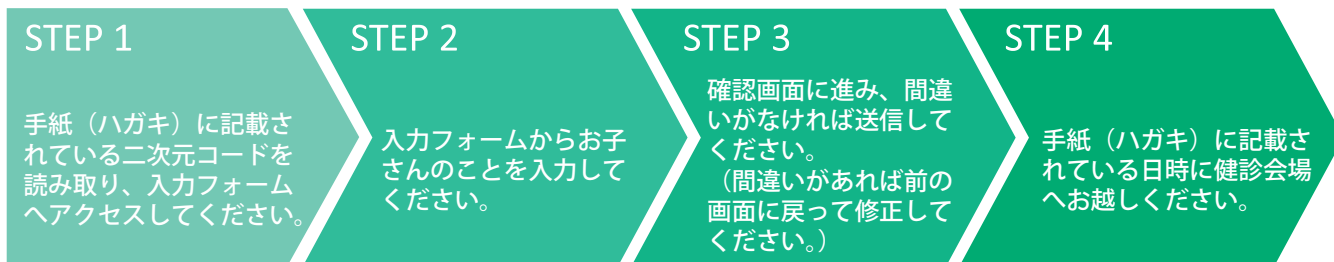
健診問診票がアンケートフォームでの回答に変わります



令和8年度から、保健センターで実施する、こどもの健診のうち、1歳6か月健診、3歳児健診、5歳児健診およびよちよち相談（5～6か月児）の問診票がアンケートフォームでの回答に変わります。

インターネットの環境がない方、問診票の入力を忘れてしまった方は、当日受付の際に問診票に記入していただきます。スムーズな健診の案内のため、アンケートフォームでの問診票の入力にご協力ください。

アンケートフォームでの回答の流れ



乳幼児健診に便利
はちっこ☆アプリ
by 母子モ



はちっこ☆アプリ(母子モ)では登録しているお子さんの対象となる健診の約1週間前に、健診のお知らせをしています。健診情報の記録も入力できます。また、5月から妊娠の届出もできるようになります。
※妊娠届出は後日来庁して、母子健康手帳の交付を受ける必要があります。

こちらから**無料**ダウンロード! /

母子モ

検索

or



アプリをダウンロード後、プロフィール登録とお住まいの地域の郵便番号を入力してご利用ください。アプリのタイトルが「母子モ」から「はちっこ☆アプリ」に代わります。

新規事業

不妊治療費(先進医療分)の助成を開始します

不妊治療のうち、医療保険適用の生殖補助医療と組み合わせでおこなう「先進医療」に要する費用に対し、**1クール**の治療につき**4万円**を上限に助成します。

対象者

- 次の要件をすべて満たす夫婦（同居している事実婚夫婦を含む）
- ① 4 / 1 以降に開始した治療（1クールの治療）であること
 - ② 夫または妻が申請日の1年以上前から町の住民基本台帳に記録されており、居住していること
※ 1年に満たない場合は、夫婦の双方が町に定住する意思があること
 - ③ 夫および妻が1クールの治療において、同様の助成金等を受けていないこと
 - ④ 夫および妻、世帯の世帯員または同居の親族等に町税や町の収入に係る滞納がないこと

助成回数

保険適用回数に準じます。
※ 治療開始時の妻の年齢が40歳未満の場合は通算6回まで、40歳以上43歳未満の場合は通算3回まで

※ 保険適応の不妊治療や対象となる先進医療については、[こども家庭庁ホームページ](#)をご確認ください。



※ 助成の対象となる経費や申請方法については、[町公式ホームページ](#)をご確認ください。



○お問い合わせ [こども未来課](#) [こども家庭係](#) ☎(84)3618(直通)